

条例制定などに 皆様のご意見を

条例や計画などに関するパブリックコメント（意見募集）を行います。資料は各担当課のほか、市役所情報公開コーナー、前橋プラザ元気21内にぎわい商業課、各支所・市民サービスセンターで閲覧できます。また、本市ホームページにも掲載します。

意見の提出は所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または各担当課へ郵送、ファクス、Eメールで。寄せられたご意見は、本市の考え方を整理して各閲覧場所で公表します。

■介護サービス事業所などの設備および運営に関する基準条例

介護サービス事業所などの人員や設備、運営などに関する基準を定める条例です。

資料閲覧・意見提出期間＝10月25日(木)まで

担当課＝市役所介護高齢課(☎898-6132)

ファクス＝223-4400

Eメール＝kaigo_kourei@city.maebashi.gunma.jp

■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例

児童福祉施設の設備や運営に関する基準を定める条例です。

資料閲覧・意見提出期間＝10月25日(木)まで

担当課＝前橋保健センター内保育課(☎220-5705)

住所＝〒371-0014朝日町三丁目36-17

ファクス＝243-6474

Eメール＝hoiku@city.maebashi.gunma.jp

■指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例

指定障害福祉サービス事業などの人員や設備、運営に関する基準を定める条例です。

資料閲覧・意見提出期間＝10月25日(木)まで

担当課＝市保健所内障害福祉課(☎220-5713)

住所＝〒371-0014朝日町三丁目36-17

ファクス＝223-8856

Eメール＝syougaiukushi@city.maebashi.gunma.jp

■行財政改革推進計画

行政の効率化や財政の健全化などに取り組む基本方針となる計画です。

資料閲覧・意見提出期間＝10月31日(水)まで

担当課＝市役所行政管理課(☎898-6537)

ファクス＝224-3003

Eメール＝gyoukan@city.maebashi.gunma.jp

不動産の公売を実施します

問い合わせは 収納課 ☎898-6230

滞納処分で差し押さえた不動産4件(右表のとおり)の公売を行います。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

入札期間＝10月16日(火)午後1時～10月23日(火)午後1時

申し込み＝10月9日(火)午後11時までにヤフー官公庁オークション (<http://koubai.auction.yahoo.co.jp/maebashi/>)で

公売不動産の概要				
所在地	種別	面積	最低入札価額	
富士見町石井	畑・物置	土地	396㎡	230万円
		建物	33.12㎡	
富士見町小沢	宅地・居宅	土地	491.22㎡	900万円
		建物	107.23㎡	
城東町三丁目	宅地	土地	50.98㎡	220万円
長野県北佐久郡御代田町	原野	土地	566㎡	550万円



対象は次の全てを満たす物。
 ①市内で生産または育成された農林水産物そのものか、原材料に前橋産農林水産物を使用した加工品
 ②安全・安心である(農産物の場合、本市の重点振興作物でエコファーマーの認定を受けている物など)
 ③本市のイメージアップやPRにつながる個性・特長がある
 ④生産や販売体制などが確立していて、持続的または定期的に生産や販売ができる(農産物の場合、原則として)
 ⑤市内で流通や販売されている
 ⑥生産や加工、流通、販売に関する法令が遵守されている

て、申請産品に係る経営規模が「前橋市農業経営基盤強化促進基本構想」に掲げる目標を達成するものであること

認証後の条件は申請者の負担で認証マークなどを表示し、原材料名を「前橋産〇〇使用」と記入すること

申し込みは10月31日(水)までに市役所農林課へ直接

問い合わせは 農林課 ☎898-5841

赤城の恵ブランドは、本市独自の認証基準を満たしていることの証。地産地消の推進と食の安全・安心の向上に取り組んでいる本市産の農林水産物に与えられる称号です。認証品は本市が自信を持っておすすめできる商品として、消費・販路拡大のバックアップを行っています。現在の認証品は26品目。今回、このブランド認証を希望する商品を募集します。



安全・安心の証

「赤城の恵ブランド」

認証品を募集します

特定計量器は定期検査を

問い合わせは 計量検査所 ☎255-2218
 検査日は ☎080-1227-5544

特定計量器の定期検査を行います。質量計を取引や証明に使用している人は必ず受けてください。日時や会場は下表のとおり。計量器はよく掃除して

お持ちください。なお、廃業などで計量器を使用しなくなった場合は連絡してください。



特定計量器定期検査日程			
期日	時間	会場	対象区域
10月	22日(月)	第二コミュニティセンター	三河町一・二丁目、朝日町一～四丁目、天川原町、天川原町一・二丁目、六供町、六供町一～五丁目、天川町、文京町一～四丁目、南町一～四丁目
	26日(金)	総合教育プラザ	岩神町一～四丁目、敷島町、緑が丘町、平和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、国領町一・二丁目
	29日(月)	午前9時30分～正午、午後1時～4時 市職員研修会館	大手町一～三丁目、紅雲町一・二丁目、千代田町一～五丁目、本町一～三丁目、表町一・二丁目
11月	1日(木)	富士見地区農村環境改善センター	富士見支所管内の各町
	6日(火)	大胡保健センター	大胡支所管内の各町
	8日(木)	総合福祉会館	若宮町一～四丁目、城東町一～五丁目、日吉町一～四丁目
	12日(月)	宮城公民館	宮城支所管内の各町
15日(木)	粕川公民館	粕川支所管内の各町	

※指定の期日に都合が悪いときは、他の会場でも受けられるほか、10月24日(水)・25日(木)・30日(火)・31日(水)、11月5日(月)・9日(金)・13日(火)・16日(金)の午前9時30分～正午、午後1時～4時に計量検査所でも受けられます。